

第1章 医療法

1 - (4) 病院、診療所、助産所開設届（法人等開設）

1 事 案	病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者が病院、診療所又は助産所を開設した場合、開設後10日以内に届け出る
2 根拠法令	令4条の2第1項、則3条(1号~5号)
3 提出宛名	知事(保健所長受理)
4 提出部数	2部
5 添付書類	<p>病院・診療所 (1) 開設許可指令の写 (2) (管理者が他医療機関の管理者を兼任する場合) 兼任管理許可指令の写</p> <p>助産所 (1) 開設許可指令の写 (2) 管理者の助産師名簿登録簿本又は免許証の写*1及び履歴書 (3) (管理者が他医療機関の管理者を兼任する場合) 兼任管理許可指令の写 (4) (分娩を取扱う場合) 嘱託医師の承諾書及び免許証の写*1(法19条の規定による)(医師資格証の写しは不可) (5) (分娩を取扱う場合) 嘱託医療機関の承諾書(法19条の規定による) 上記(4)、(5)は開設許可申請時に添付している場合は不要。</p> <p>*1: 免許証写 従事者免許証写には開設者(代表者)・要捺印による「原本と相違ない旨」を証明する文書の添付又は免許写に裏書きされたものを提出する。ただし、開設者(代表者)と管理者が同一である場合は保健所で原本照合を受けること。</p>
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 報告(台帳整理)
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 (2) 届出書の内容が開設許可(申請)の内容と相違ないか。 また、則第19条の規定による員数の標準を満たしているか。 (3) 無床診療所及び助産所においては、本庁進達時に保健所で行った開設時調査書を添付すること。 (4) 他の医療機関等に勤務しながら、実際の業務を開始せず準備のために開設する場合はその旨の誓約書提出が必要。 * 開設届出済証の発行は行わない。</p>
8 備考	

(様式 1-(4))

病院、診療所、助産所開設届 (法人等開設)

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 〒 TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

開 設 者 氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり開設したので、医療法施行令第4条の2第1項及び医療法施行規則第3条の規定に基づきお届けします。

記

1 名 称			
2 開設の場所	TEL		
3 開設年月日			
4 診療科名			
5 管理者の住所及び氏名			
6 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間又は業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間			
氏 名	担 当 診 療 科 名	診 療 日 (勤務の日)	診 療 時 間 (勤務時間)
7 薬剤師が勤務するときはその氏名			
8 分べんを取扱う助産所については嘱託医師の住所及び氏名並びに嘱託医療機関の住所及び名称			

(様式 1-(4))

助産所嘱託医承諾書

助産所の名称

所在地

開設者の氏名

上記、

助産所の嘱託医となることを承諾します。

年 月 日

住所

(嘱託医師)

氏名

診療科名

(様式 1-(4))

助産所嘱託医療機関承諾書

助産所の名称

所在地

開設者の氏名

上記、

助産所の嘱託医療機関となることを承諾します。

年 月 日

(嘱託医療機関)

住 所

名 称